

第7回 東京デジタルサービス会議

2023年8月31日（木）10時 – 正午

東京都庁第一本庁舎33階 N2会議室 | オンライン併用

次第

1. 開会

- 委員及びオブザーバー紹介
- デジタルサービス局長挨拶

2. 議事

- オール東京のDX推進に向けた将来像について
 - ① 都のこれまでの取組
 - ② 将来像の検討に向けた参考情報
 - ③ 都の考える方向性

3. 閉会

- 次回（第8回）の予定

1. 開会

委員及びオブザーバー紹介

委員一覧

役職	氏名	所属
座長	村井 純	慶応義塾大学 教授
本日欠席 (意見受領)	岩崎 尚子	国際CIO学会 理事長
	小野 和俊	株式会社クレディセゾン 取締役 (兼) 専務執行役員 C D O (兼) C T O
	越塚 登	東京大学大学院 教授
オンライン	水町 雅子	宮内・水町 IT法律事務所 弁護士

オブザーバー

- 高野 克己 (一般財団法人GovTech東京 副理事長)
- 各務 茂雄 (一般財団法人GovTech東京 業務執行理事)
- 畑中 洋亮 (一般財団法人GovTech東京 業務執行理事)

1. 開会

参考 | 東京デジタルサービス会議設置要綱

(名称) 第1条 本会は、東京デジタルサービス会議（以下「本会議」という。）と称する。

(目的) 第2条 全庁を挙げて都政のデジタル化を進めるにあたり、都民誰もが”使いやすく、満足度の高い“質の高いデジタルサービスの提供を目指すため、**東京デジタルファースト条例の趣旨を踏まえ、デジタルサービスの開発・運用に係る行動指針をはじめデジタルを活用した行政の推進に必要な事項について、**様々な分野の専門家から意見を聴取することを目的に、本会議を設置する。

(組織) 第3条 本会議は、東京都CIO（情報統括責任者）及び東京都CIOが別途委嘱する委員をもって組織する。

2 委員の任期は、前項の規定による委嘱を受けた日から2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

3 座長は、委員の互選により定める。

(本会議) 第4条 本会議は、座長が招集する。

2 本会議は、必要があると認めるときは、本会議委員以外の者を会議に出席させ、意見等を求めることができる。

3 本会議に出席した者（東京都CIO及び都職員を除く。）に対しては、都の基準により定める謝礼を支払うことができる。

4 本会議の資料及び議事録については、原則として公開とし、座長が必要と認める場合に限り、その全部又は一部を非公開とすることができる。

(ワーキンググループ) 第5条 本会議に、ワーキンググループを置く。

2 ワーキンググループは、本会議の付託を受けて、その分野に属する事項を検討する。

3 ワーキンググループにグループ長を置き、グループ長が会の招集を行う。

4 グループ長は、ワーキンググループ委員の互選により定める。

5 グループ長は、ワーキンググループの事務を掌理する。

6 ワーキンググループの資料及び議事録については原則非公開とし、内容を取りまとめた後、本会議に報告する（本会議においてワーキンググループ報告事項を公開する。）。

(事務局) 第6条 本会議の庶務は、デジタルサービス局戦略部戦略課において処理する。

(雑則) 第7条 この要綱に定めるもののほか、本会議の運営に必要な事項は、別に定めることができる。

(附則) 後略